

令和元年台風 19 号に伴う

「り災証明書」 「被災証明書」の申請について

玉川村役場税務課

令和元年（2019年）10月12日の台風19号により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

村では、今回の台風で被害にあわれた方に「り災証明書」「被災証明書」の申請を受付けます。

※ 片付けを始められた方は被害状況が後で確認できるよう家屋等の写真撮影をお願いいたします。

■り災証明書とは

自然災害（火災を除く）により被災した住家（家屋）の被害程度を証明するもの。

（例）全壊、半壊、一部損壊など

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。

■被災証明書とは

自然災害（火災を除く）により非住家（家屋以外）の構造物（カーポート、門扉、など）、車両、家財、ビニールハウスなどが被災した事実を証明するもの。

申請受付

申請場所

税務課（玉川村役場 1階 3番窓口）

申請期間及び、申請時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

対象者

令和元年台風19号による被災者本人又は同一世帯員の方（代理人の場合は委任状が必要です。）

申請に必要なもの

- ・ 被災証明願又は、被災証明書交付申請書
- ・ 被害状況が確認できる写真（又は画像で確認）※修繕前の住家の全景、住家の損傷部分、被災証明を必要とされる方は家財の被災状況が分かる写真等
- ・ 印鑑（申請書に押印）
- ・ 身分証明書（運転免許証等本人であることが分かるもの）
- ・ 被災者本人又は同一世帯員以外の方が申請する場合は委任状

その他

- ・ 証明書は、申請後に審査を行い交付します。現地調査を行う場合は、発行まで時間を要しますので、お早めに申請をお願いします。
- ・ 手数料は無料です。
- ・ 証明書で証明する事項は、被害額について証明するものではありません。
- ・ 被災から長期間経過すると、その被害が災害によるものか判断できなくなりますので、被災後お早めに申請をお願いします。
- ・ 被災証明・被災証明申請に関するご質問は税務課（電話 57-4622）へお問い合わせください。

「被災証明書」を発行するために 被災写真を撮るポイントは？

① 建物の全景を撮る

- 遠景で建物の4面を撮影します

② 浸水した深さを撮る

- メジャーを使って水が浸かった深さを測定
- 測定場所がわかるように遠景を撮影
- メジャーの目盛りがわかるように近景も撮影

③ 被害箇所を撮る

- 被害箇所ごとに遠景と近景の2枚セットで撮る（被害箇所がわかるように指を差して撮るとよい）
- 主な被害箇所は、外壁／屋根・基礎・内壁・天井・床・ドア・ふすま・窓・キッチン・浴室・トイレなど

